

岩手県告示第433号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成26年6月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 陸前高田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業 高田南地区
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 陸前高田市高田町字荒町、字洞の沢、字下和野、字裏田、字川原、字馬場前、字大町、字館の沖、字本丸の各一部
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成26年6月3日から平成31年3月31日まで